

岐阜県公報

号外(九) 平成十九年四月一日

目次

- 岐阜県訓令甲
- 岐阜県教育委員会訓令甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(男女参画青少年課)

ページ
一

- 岐阜県訓令甲
- 岐阜県教育委員会訓令甲
- 岐阜県警察訓令

- 岐阜県訓令甲
- 岐阜県教育委員会訓令甲第一号
- 岐阜県警察訓令

庁中一般
各現地機関
各教育機関

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事古田肇
 岐阜県教育委員会委員長加藤智子
 岐阜県警察本部長井口育

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県訓令甲

岐阜県青少年対策本部設置規程

昭和五十六年岐阜県教育委員会訓令甲第一号の一

岐阜県警察訓令

部を次のように改正する。

別表第一中「出納長」を削り、「飛騨振興局長」を「飛騨振興局長に、代表監査
 会計管理者」

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる
ときは翌日)

平成十九年四月一日

委員」を「代表監査委員」に改める。

別表第二中「広報課政策報道監」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))